

大分県報

令和元年
五月十日
第二号

(金曜日)

目次

告示

- 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧(二件)……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………二
- 大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二
- ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二
- 大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二

告示

大分県告示第三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、日田市大字大肥千二百八十八番地の佐野利幸ほか十一名からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和元年五月十日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業
(区画整理)

大肥地区

令元・五・一〇から
令元・五・三〇まで

日田市役所

令和元年五月十日

(暗渠排水)
大分県告示第四号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、白杵市長中野五郎からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和元年五月十日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災ダム事業

白杵地区

令元・五・一〇から
令元・五・三〇まで

白杵市役所

大分県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年五月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年五月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類
及び路線名

区間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延長

県道久木野
尾山浦線

杵築市山香町大字山浦字川床三五二
一番一から
杵築市山香町大字山浦字本篠二九五
六番五地先まで

前

メートル
一三・一
四・一

メートル
一、〇五〇・四

杵築市山香町大字山浦字川床三五二
一番一から
杵築市山香町大字山浦字本篠二九五
六番五まで

後

四四・八
八・七

一、〇三八・七

大分県報(告示)

県道書曲野田線		玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番一ニから 玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番二まで	
後	前	七・〇 六・五	一九・〇 六・五
		三五・〇	三五・〇

大分県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和元年五月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道別府一の宮線	別府市大字南立石字蔵人一二三番二から 別府市大字南立石字櫛ヶ畑二二五番六まで	
県道久木野尾山浦線	杵築市山香町大字山浦字川床三六五四番三から 杵築市山香町大字山浦字本篠二九五六番五まで	令元・五・一〇
県道書曲野田線	玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番一ニから 玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番二まで	

大分県告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
令和元年五月十日

令和元年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
大分市青葉町一番地
ファビルス・プランニング大分共同事業体
代表者
福岡市博多区博多駅前一丁目一一一
株式会社ファビルス
代表取締役 野 田 太
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
令和元年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
東京都多摩市落合一丁目三十一番地
株式会社サンリオエンターテイメント
代表取締役社長 辻 信太郎
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
令和元年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
大分市東春日町一番八号
株式会社大宣

二 代表取締役社長 朝倉弘美

委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

令和元年五月十日

大分県報(告示)

三